

議案第 42 号

橋本市水道施設整備事業再評価委員会条例の一部を改正する条例
について

橋本市水道施設整備事業再評価委員会条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道施設整備事業再評価委員会条例の一部を改正する条例

橋本市水道施設整備事業再評価委員会条例(平成18年橋本市条例第213号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	(庶務) 第7条 <u>委員会</u>の庶務は、<u>上下水道部水道経営室</u>において処理する。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>別に定める</u>。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。